

公立大学法人宮城大学薬品等管理規程

平成21年4月1日

規程第57号

(趣旨)

第1条 宮城大学における薬品の管理については、毒物及び劇物にあっては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、特定化学物質及び有機溶媒にあっては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、危険物にあっては消防法（昭和23年法律第186号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 薬品 毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、消防法、麻薬及び向精神薬取締法に定めるものをいう。
- 二 毒劇物 毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物及び劇物をいう。
- 三 有害物 労働安全衛生法第5章第2節に定める化学物質をいう。
- 四 危険物 消防法第10条に定める物質をいう。
- 五 麻薬 麻薬及び向精神薬取締法に定める物質をいう。
- 六 毒劇物取扱者 毒劇物を職務上又は教育研究上取り扱う者及び毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の規定により許可を受けた特定毒物研究者をいう。
- 七 学部等 看護学部、事業構想学部、食産業学部、看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科、総合情報センター、国際交流・留学センター及び地域連携センターをいう。
- 八 学部長等 前号に規定する組織の長をいう。

(研究担当理事の責務)

第3条 研究委員会委員長である研究を担当する理事（以下「研究担当理事」という。）は、大学における薬品の管理を総括するとともに、その管理に関し学部長等を通じて必要な指導を行う。

(学部長等の責務)

第4条 学部長等は学部等における薬品の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。

(毒劇物管理責任者)

第5条 学部等に、毒劇物管理責任者を必要に応じて置く。

- 2 毒劇物管理責任者は、毒劇物取扱者のうちから学部長等が指名する。
- 3 毒劇物管理責任者は、毒劇物による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

(毒劇物取扱者)

第6条 毒劇物取扱者でなければ、毒劇物を取り扱ってはならない。

- 2 毒劇物取扱者は、その取扱いに係る毒劇物を、その職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。

- 3 前2項に違背すると認めた場合は、毒劇物管理責任者は学部長等に報告しなければならない。
- 4 毒劇物取扱者は、毒劇物管理責任者の指示に従わなければならない。

(薬品管理専門委員会)

第7条 公立大学法人宮城大学研究委員会規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第6号の規定により設置される薬品管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 研究担当理事が指名する研究委員会委員
 - 二 薬品管理に関与する研究者
 - 三 各学部、各研究科教授
 - 四 教職員の安全管理等に責任を有する事務職員
 - 五 その他研究担当理事が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 専門委員会は、研究担当理事の付託に応じ、次に掲げる事項について調査し、若しくは審議し、又はこれらの事項に関して研究担当理事に対し助言若しくは勧告をするものとする。
 - 一 薬品等に関する規程の制定及び改廃に関すること。
 - 二 実験計画の法令及びこの規程に関する適合性の審査に関すること。
 - 三 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
 - 四 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
 - 五 その他拡散防止措置及び安全確保に関して必要な事項に関すること。
 - 4 専門委員会は、必要に応じ、薬品の取扱者及び毒劇物管理責任者に対し、報告を求めることができる。
 - 5 専門委員会は、必要と認めたときは、専門委員会に学識経験者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 6 専門委員会は、調査若しくは審議した結果を研究委員会に報告するものとする。

(保管方法等)

第8条 毒劇物は、一般薬品と区別し、専用の保管庫に保管するものとする。

- 2 保管庫は、施錠ができる堅固なものとし、地震、盗難等による事故の発生を防止するため壁又は床に固定するものとする。
- 3 毒劇物は、混合等による事故の発生を防止するため、容器ごとに枠を設ける等容器の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。
- 4 毒物及び劇物を保管する容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(保管庫等の施錠)

第9条 毒劇物の保管庫は、盗難等の防止のため、常に施錠するものとする。

- 2 保管庫のかぎは、毒劇物管理責任者が管理するものとする。ただし、正当な事由がある場合は、毒劇物取扱者に管理させることができるものとする。

(表示)

第10条 毒劇物の保管庫、容器及び被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものとする。

(使用受払簿)

第11条 劇毒物取扱者は、毒劇物使用受払簿を備えるものとし、様式及び運用等に関しては各学部等において規定し運用するものとする。

2 劇毒物取扱者は、受払いの都度、受払使用簿に必要事項を記録するものとする。

3 劇毒物取扱者は、毎年定期的に保管数量と受払簿の残数量を照合し、確認の上、毒劇物管理責任者に報告するものとする。

4 取扱いの終了した毒劇物の受払簿は、5年間保存するものとする。

(処分等)

第12条 劇毒物取扱者及び毒劇物管理責任者は、保管又は管理する毒劇物のうち、使用の見込みのないものは、所属換、廃棄処分等を行うものとする。この場合において、当該毒劇物が特定毒物に該当するものであるときは、関係法令の定めるところにより取り扱うものとする。

2 劇毒物取扱者及び毒劇物管理責任者は、毒物及び劇物、毒物及び劇物を含有するもの、空容器等を処分するときは、関係法令の定めるところにより、保健衛生上の危害が生ずるおそれのない方法で処分するものとする。

(有害物の取扱者)

第13条 有害物を取り扱う者は労働安全衛生法に規定される安全管理者及び衛生管理者の管理の下、有害物の安全な管理に努めなければならない。

(危険物の取扱者)

第14条 危険物を取り扱う者は消防法に規定される危険物取扱主任者の管理の下、危険物の安全な管理に努めなければならない。

(麻薬取扱者)

第15条 学部等に、麻薬取扱者を必要に応じて置く。

2 麻薬取扱者は麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を有する者をもって充てる。

3 麻薬取扱者は、地震又は盗難等による事故を防止するため、麻薬を壁又は床に固定した施錠ができる金属製ロッカー等の堅固な専用保管庫に、一般の薬品と区別して保管するとともに、当該保管庫の鍵を管理するものとする。

4 麻薬取扱者は、麻薬使用受払簿を備えるものとし、様式及び運用等に関しては各学部等において規定し運用するものとする。

5 麻薬劇毒物取扱者は、受払いの都度、受払使用簿に必要事項を記録するものとする。

6 麻薬取扱者は、毎年定期的に保管数量と受払簿の残数量を照合し、確認の上、学部長等に報告するものとする。

7 取扱いの終了した麻薬の受払簿は、5年間保存するものとする。

(事故の際の措置)

第16条 薬品の取扱者及び毒劇物管理責任者は、その取扱い若しくは管理に係る薬品の飛

散、漏れ等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに学部長等に届出するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 薬品の取扱者及び毒劇物管理責任者は、その取扱い若しくは管理に係る薬品が盗難にあり、又は紛失したときは、直ちに学部長等に届出しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた学部長等は、所轄の保健所、警察署又は消防署など関係の機関に届出するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 学部長等は、前項の措置を講じた時は、速やかに研究担当理事に報告する。
- 5 研究担当理事は、前項の報告があったときは、速やかに学長に報告する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。